

2007年11月5日

## 裁判員制度への市民の積極的参加を実現するための要望書

日本弁護士連合会

会長 平山 正剛 殿

日本弁護士連合会市民会議

井手 雅春（副議長）

片山 善博

清原 慶子

高木 剛

ダニエル・フット

土屋 美明

中川 英彦（議長）

松永 真理

宮本 一子

吉永みち子

### 要望の趣旨

裁判を身近で分かりやすいものとし、司法への信頼を高めることを目的にした裁判員制度が2009年5月までに始まるのを前に、刑事裁判に参加することへの市民の不安を取り除き、多くの市民の積極的な制度への参加を実現するため、以下の事項を要望します。

### 記

1. 裁判員制度に幅広い層の市民の参加を実現し、市民の健全な常識を司法に反映するために、裁判員制度に一般市民が参加することの積極的な意義を分かりやすく広報し、市民が刑事裁判への参加に前向きな参加意識を持てるようにすべきである。
2. 裁判員の守秘義務について、市民に過剰な負担感を抱かせることがないよう、守秘義務の範囲を必要以上に拡大しないことが肝要である。裁判員経

験者の貴重な体験を社会に広め、より多くの市民が積極的に裁判員になろうとする意識を持てるようにすることを要望する。

3. 裁判員になることに意欲をもつ市民が、仕事や家庭の都合で断念せざるを得なくなることがないように、有給の特別休暇の創設を企業に働きかけたり、ベビーシッターや介護サービスの利用料を支給したりするなどの支援策を検討すべきである。
4. 裁判員による充実した審理を実現するため、公判前整理手続の運用については不断のチェックと改善に取り組むべきである。また、捜査段階の供述の任意性をめぐる検察と弁護側の不毛な争いを避けるため、少なくとも裁判員裁判対象の事件については、取調べの全過程の録画・録音の実現に努力するべきである。
5. 裁判員制度についての市民の理解を広めるため、裁判員経験者同士の交流や、裁判員、裁判員候補者からの相談に応じる機関の設立を日本弁護士連合会が中心になって検討すべきである。

#### 要望の理由

1. 裁判員制度には、市民の健全な常識を裁判に反映することで専門家による独善や独走を防ぐ、いわゆるレイマン・コントロールの実現により、司法への信頼を高めることが期待されている。とくに、裁判員が検察官の立証内容を市民の目でチェックすることは、冤罪を防ぐうえで重要である。  
一方で、裁判員になることについては「面倒くさい」「人を裁くことはしたくない」など、消極的な声も少なくない。裁判員制度が導入されることの認識は広まっているが、世論調査などでは「参加したくない」と考える人の割合が「参加したい」と考える人を大幅に上回っているなど、気になる結果も出ている。  
市民社会が健全に機能するためには、政治家や行政にすべてをゆだねるのではなく、よりよき社会を実現するために市民自身が応分の負担をすることも必要である。その意味で、裁判員になることは市民にとって権利であり、義務でもある。また、公正な法治社会を実現するためには、司法への市民の参加と協働が不可欠であるといえる。  
さまざまな機会をとらえて裁判員制度に市民が参加することの積極的な意義を広報することは、この制度を成功へ導くための重要な要素であると考えられる。
2. 裁判員や裁判員経験者には守秘義務が課されており、評議の秘密と、評議以外の裁判員としての職務を行う際に知った秘密は漏らしてはならない

と定められている。この義務は一生続くことになる。裁判の公正を確保し、裁判員や裁判官が評議で自由に意見を言えるようにするためには、評議の秘密が守られなければならないことは当然である。しかし、その範囲は公正で信頼できる裁判を実現するために必要な最小限にとどめられるべきである。実際に裁判員を経験した市民が、感想や体験を語り、そのやりがいや他に伝えることが市民の積極的な参加を促すことになるからである。

3. 裁判員制度に社会の多様な層の参加を確保するためには、市民が参加しやすい環境を整備することが欠かせない。裁判員を務めることによって、個人が不利益をこうむったり、損害を覚悟したりしなければならないようでは、多くの市民が参加してもよいと考えるようになるとは思えない。

裁判員制度の導入を控え、制度実施後に裁判員や裁判員候補者に有給休暇を与えたり、出勤扱いしたりする支援策の導入を決めた企業もあるが、まだ一部にとどまっている。今後、多くの企業に同様の動きが広がるよう、日本弁護士連合会をはじめとする法曹関係者が協力して働きかけを強める必要がある。

また、育児中だったり、家族の介護をしていたりする人も、裁判員になることに困難を伴うが、さまざまな支援サービスの利用を可能にすることで、意欲のある人が辞退に追い込まれることがないようにするべきである。制度導入までに、市民側の障害やニーズを調査し、きめ細かな支援策を用意することを検討してもらいたい。

4. 裁判員裁判が十分に機能するためには、公判前整理手続の役割が重要になる。非公開で行われるこの手続がどのように運営され、争点の絞り込みや公判に提出される証拠の選択が適切に行われているかなどについて、不断のチェックと改善への取り組みを続けることが重要である。

また、これまでの刑事裁判では、捜査段階で取られた被告人の供述調書をめぐり、自分の意思でなされたのか、状況を誤って認識させられていた可能性はないか、などをめぐって争いになり、裁判が長期化する例が少なくなかった。裁判員裁判では、このような「供述の任意性」をめぐって検察側と弁護側が長期間争うような事態は避けなければならない。そのためには、少なくとも裁判員裁判対象の事件については、逮捕後の取調べの状況についてその全過程を映像や音声で記録するべきであり、日本弁護士連合会は、その実現に向けて裁判所や法務省にも働きかけを強めることを要望する。

5. 裁判員制度についての市民の理解を広めるためには、裁判員経験者が守秘義務に反しない範囲で経験を語り合い、裁判員候補者やこれから裁判員になる可能性のある市民にも「素人が裁判に加わることの意義」を伝えていく必要がある。また、一方において、裁判員となる市民が、裁判員となること

に関して抱くさまざまな不安や困難を可能な限り軽減する必要がある。そのため、例えば、日本弁護士連合会が中心になって、経験の承継や裁判員裁判についてのさまざまな相談に応じることが出来る親睦組織や機関を設立すること、あるいは、ハンドブックなどを作ることなどについて検討する必要がある。

以上